スプリンクラー設置の流れ

スプリンクラーの設計・施工・設置までの流れは以下のようになります。

1. **ご相談** — 現場施設を訪問。または写真、施設図面等で設置内容や施工等のお打合せ。
2. **設備設計** — 現地調査、お打合せに基づき配管ルートを設計。お見積書とともにご提案。自治体への補助金申請。
3. **ご契約** — 施工の契約。以降の申請や工程等のお打合せ。
4. **申請・確認** — 担当者が所轄の水道局・消防署へ施工内容を申請、確認、報告。
5. **施工** — お打合せで決めた施工内容、工程に基づき施工。
6. **社内検査** — 検査要領に従って、検査を実施。
7. **設置届** — 所轄の水道局・消防署へ施工設置の完了を申請、報告。
8. **外部検査** — 所轄の水道局・消防署が検査を実施。検査済である旨の書類を受領。
9. **お引渡し** — 取扱説明書、平面図等関係書類をお渡しし、法令点検のご説明。

補助金の申請もできます

厚生労働省のスプリンクラー等設置補助制度（助成金）が活用できます。
申請方法などの詳細は各都道府県の担当窓口にお問い合わせください。

	スプリンクラー	自動火災報知設備	火災通報装置
補助単価	病院（3,000㎡未満） 有床診療所（6,000㎡未満） 助産所（6,000㎡未満） 1㎡あたり17,500円	103万円 / 1施設	31万円 / 1施設
補助金総額	240億円（平成27年度予算要求）		
申請窓口	都道府県の医療担当課		

ヤマトプロテック株式会社
本社 ── 東京都港区白金台5-17-2
ホームページ ── http://www.yamatoprotec.co.jp
大阪・名古屋・札幌・仙台・さいたま・横浜・静岡・広島・四国・福岡／
大阪工場・東京工場・中央研究所

設置のご相談は下記へ。お気軽にお問い合わせください。

04-036-1501-DAI

〈小規模医療施設向け〉
水道連結型スプリンクラーシステムのご案内

病院・診療所へのスプリンクラー設置が**義務化**になりました

患者様の安全安心に寄与するスプリンクラーが水道連結型を利用することで低コストで設置できます。

〈小規模医療施設向け〉
水道連結型スプリンクラーシステムのご案内

ヤマトプロテック株式会社

面積にかかわらず、病院・診療所へのスプリンクラー設置が義務化されました

消防法の改正により、病院・診療所への消防用設備等の設置義務化内容が変わりました。

	【消防法改正前】	【消防法改正後】（平成26年10月16日公布：政令第333号）
スプリンクラー	延べ面積 3,000㎡以上の病院 6,000㎡以上の 有床診療所	●避難のために患者の介助が必要なすべての病院・有床診療所。 ●患者の条件にかかわらず、3,000㎡以上の病院・有床診療所。 ●基準面積1,000㎡未満であれば、 **施工が簡単な水道連結型スプリンクラーの設置が可能。** 【施行期日】 新築：平成28年4月1日/既存：平成37年6月30日まで
消火器	延べ面積 150㎡以上の施設	すべての病院・有床診療所 【施行期日】 平成28年4月1日
火災通報装置	延べ面積 500㎡以上の施設	すべての病院・有床診療所 ※特例も排除。 【施行期日】 新築：平成28年4月1日/既存：平成31年3月31日まで ※特例とは、「消防機関に常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置されている」などの一定の要件を満たす場合には、火災通報装置の設置を免除。（消防予第22号：平成8年2月16日）

【スプリンクラー設備の設置が必要な病院・診療所】

		病　院	有床診療所	
		療養病床または一般病床を有するもの	病床数が4床～19床	3床以下
下記以外のもの		設置義務	設置義務	対象外
夜間における見守り体制		対象外 夜間においても患者の見守り体制が26床以下の時は職員2名、それ以上は13床ごとに1名を加えた職員数を有する病院。（そのうち宿直を除く従業者が60床ごとに2名以上）		
合計63診療科	特定診療科名以外（13科名）	対象外 産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・こう門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科		
	特定診療科名（50科名）	対　象 内科・整形外科・リハビリテーション科・外科・精神科・放射線科・消化器科・麻酔科・新生児科　他41診療科 （厚生労働省 様式コード表 参照）		
施設構造（延焼抑制）		対象外 【基準面積1,000㎡以上の施設】 ・床面積200㎡以内ごとに、耐火構造の壁・床で区画されていること。 ・廊下部分の壁及び天井に準不燃材料以上の材料を使用。病室などの壁及び天井に難燃以上の材料を使用。 ・開口部の大きさが一定面積以下であり、防火戸が設置されていること。 【基準面積1,000㎡未満の施設】 ・病室などについて、床面積100㎡以内ごと、かつ、3室以内ごとに、準耐火構造の壁・床で区画されていること。 ・廊下部分の壁及び天井に準不燃材料以上の材料を使用。病室などの壁及び天井に難燃以上の材料を使用。 ・開口部の大きさが一定面積以下であり、防火戸が設置されていること。		

水道連結型スプリンクラーの使用が認められました

基準面積1,000㎡未満であれば、水道連結型スプリンクラーの使用が可能になりました。

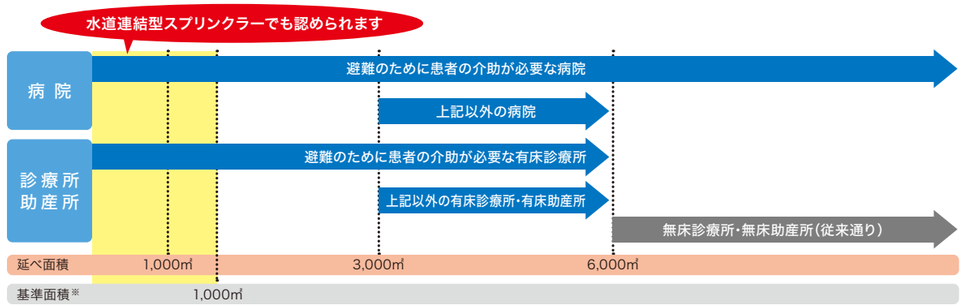

※基準面積1,000㎡以上の場合のシステムもご用意しています。別途お問い合わせください。
※基準面積とは、手術室やレントゲン室など、スプリンクラーの設置を要しない部分を除いた面積です。

スプリンクラー専用の水源が不要！ 通常配管で設置できます

上水道を水源とした水道連結型タイプです。水源が不要なため、安価で迅速な設置が可能です。

■システム例

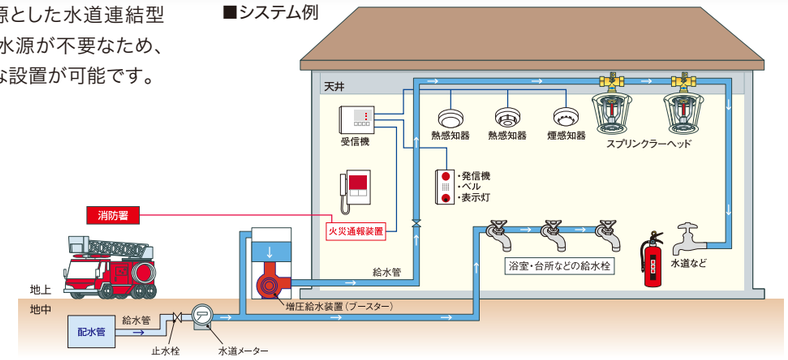

施設の防災設備を、トータルにサポート可能です

これらの設備は、「**すべての施設に設置義務**」※があります。

- 誘導灯
- 感知器など

※スプリンクラーについては例外があります。（詳細は左ページをご覧ください）
※自動火災報知設備は平成25年12月27日（政令第368号）公布済み。【施行期日】新築：平成27年4月1日/既存：平成30年3月31日まで